

令和元年度妹背牛町公衆無線LAN環境整備事業に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 実施の理由

公衆無線LANの整備は、高度の専門性や技術力が必要であり、また利活用にあたっては利便性やセキュリティ対策が求められ、単に価格だけで選定する方法では期待した結果を得られない事からプロポーザル方式により、企画提案等を募集し、企画提案内容・業務実績・業務実施体制等により本事業にふさわしい業者を優先交渉権者として選定することを目的とする。

2 事業等の概要

(1) 事業の名称

令和元年度妹背牛町公衆無線LAN環境整備事業(設計・施工)

(2) 事業の概要

妹背牛町が実施する公衆無線LAN環境整備事業は、地震などの災害時の情報収集方法の整備が重要となっている重要避難所において、公衆無線LANを整備する。

また、本事業による公衆無線LAN整備は、災害時の即時対応性及び運用効率を考慮し、町から一元管理ができるよう構築する。

本事業の実施により、主要観光エリアおよび重要避難所に公衆無線LAN設備を設置し、平時には観光情報の配信による地域の活性化を目的とし、災害発生時には防災または避難情報の迅速な配信により被害を最小限に留める事を目的とした仕組みを構築する。

(3) 業務の内容

別紙「令和元年度妹背牛町公衆無線LAN環境整備事業仕様書(以下「仕様書」という)に定めるものとする。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和2年1月31日まで

(5) 見積限度額等

12,680,000円(消費税および地方消費税を除く。)

提案にあたっては、この金額を超えてはならない。

3 担当部署

妹背牛町役場 企画振興課企画振興グループ

4 契約方法

公募型プロポーザル方式

事業者の選定については、本事業に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された提案書等の審査を行う。

提案書等の審査に関する必要な事項は、審査委員会においてこれを定める。

審査の結果により、総合的に最も優れた内容の提案を行った者を本事業の契約締結の優先交渉権者とする。本事業の契約に際しては、提案の内容と本町の意向について協議調整を行った上、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。

なお、優先交渉権者との協議において、両者が合意に至らなかった場合、次点者との協議を行うこととする。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。ただし、⑥または⑦の要件を満たさない場合は、①～④及び⑥または⑦の要件を満たす者を協力会社とすることで参加できることとする。

- ① 北海道内に本店又は事業所を有すること。
- ② 会社更生法（平成14 年法律154 号）に基づき、更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあっては、更正手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと等、経営状態が著しく不健全でなく、本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- ③ 妹背牛町による指名停止等の措置の期間中でない者。
- ④ 会社法に基づく役員等が暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- ⑤ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- ⑥ 建設業法第 3 条に規定する電気通信工事の一般建設業許可を有すること。
- ⑦ 電気通信事業法の規定に基づき登録された電気通信事業者で、北海道内の自治体において総務省「公衆無線 LAN 環境整備支援事業」等の調査及び設計を行った実績があること。

6 参加手続等

（1）提出書類

- ① 「プロポーザル参加申込書」（様式 1－1）
※必要な場合は「協力会社構成表」（様式 1－2）
- ② 「プロポーザル参加要件確認書（添付書類含む）」（様式 2）
- ③ 会社概要

- ・登記簿謄本・・・必須
- ・会社概要説明書（会社名、所在地、資本金、業務概要、社員数、組織機構等）
（様式任意）・・・必須

④決算書（直近3期分）

※決算内容に関しては、年間売上高、税引き後利益を明記すること。また、過去に倒産法に関する申請手続きがあった場合は、その旨明記すること。

⑤納税証明書（申請時6ヶ月以内のもので写し可）

- ・国税 法人税・所得税、消費税・地方消費税
- ・道税 法人事業税・個人事業税
- ・市区町村税 法人住民税・個人住民税
 - （ア）町内業者 町税完納証明書（代表者の完納証明書を含む）
 - （イ）町外業者で本町内の事業所等 町税完納証明書
 - （ウ）町外業者は本社所在地市町村税

⑥暴力団排除に関する宣誓書及び役員名簿（様式3）

⑦印鑑証明書

注）上記様式中、「③会社概要」、「④決算書」「⑤納税証明書」、「⑥暴力団排除に関する宣誓書及び役員名簿」及び「⑦印鑑証明書」については、当町の平成31・32年度競争入札登録業者で、既に提出されている場合は省略可（ただし、変更がある場合を除く。）とする。

(2) 提出期限

令和元年9月4日（水）午後5時00分まで（必着）

(3) 提出方法

直接提出または郵送若しくは宅配便での提出を受け付ける。

(4) 提出先

〒079-0592 北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地
妹背牛町役場 企画振興課企画振興グループ

(5) 参加資格の有無の通知

参加資格については、有無に関わらず各申込者に通知する。
併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

7 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の内容及び様式

妹背牛町公衆無線LAN環境整備事業の公募型プロポーザル方式に参加資格を得た者は、次表の提案項目ごとに、提案内容を具体的かつ分かりやすく記載すること。様式は任意とするが、提出書類は全てA4とし、やむを得ない場合はA3サイズを片袖折りにしA4サイズも可とする。

提案項目	提案内容
整備概要	<ul style="list-style-type: none"> ・整備箇所・整備方法 ・整備イメージ・全体のシステムイメージ（伝送路・UPS等含む） ・「仕様書 4 事業内容（1）全般」①～⑫との適合
整備性能	<ul style="list-style-type: none"> ・認証装置の性能 ・アクセスポイント機器の性能 ・通信回線の種類及び通信速度 ・同時接続数 ・通信品質の確保対策（電波干渉対策等）
利用環境	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者登録・認証接続・画面遷移 ・利用時間/回数制限・アクセス制限設定数 ・多言語対応・SNS認証・メール認証 ・災害発生時対応 ・アクセスログ解析対応 ・セキュリティ対策の方法
保守・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・保守運用体制・問い合わせ対応 ・障害時の対応と体制・技術員の配置
その他の利用提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイトの整備など
整備体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・整備体制及び整備スケジュール
導入実績	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆無線LANの導入実績（公衆無線LAN環境整備支援事業によるもの及びその他の事業によるもの）

(2) 記入上の注意事項等

- ① 企画提案書等は、専門知識を有しない者でも理解できるよう留意すること。
- ② 企画提案書は1者1提案までとする。

(3) 企画提案書の提出方法等

- ① 提出期限 令和元年9月12日（木）午後5時00分（必着）
- ② 提出書類以下の書類を提出すること。

様式 番号	名称	部数	提出上の注意
1	見積書（任意様式）	1	総額見積・押印のあるもの（税抜き）
2	見積内訳書（様式5）	1	
3	年間運用経費見積書 （様式任意）	1	「運用保守費用」、「アクセス回線」、「インターネット接続サービス」など、経費毎

			に分計して算出・押印のあるもの 初年度から5年間分の費用
4	委任状（様式6）	1	代理人が提出する場合に提出
5	企画提案書（様式任意）	正本1 副本5	電子データも提出

③提出場所 上記6（4）に同じ

④提出方法 直接持参提出（土日祝日及び開庁時間外を除く。）

8 説明会及びプレゼンテーションの有無

当該企画提案の募集にあたっての説明会及び選定のためのプレゼンテーションは開催しないので要領及び仕様書を熟読すること。

9 質疑・回答

(1) 受付期限

令和元年9月4日（水）午後5時まで

(2) 受付方法

質問書（様式4）に質問事項を記載し、妹背牛町企画振興課企画振興グループ宛に電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAXによる質問は受け付けない。

また、電子メール送信後に、妹背牛町企画振興課企画振興グループ宛に電話にて電子メールを送信した旨を報告すること。

尚、質問は、企画提案書等の記載方法及び、仕様書及び実施要領の内容等に関するものに限って受け付けるものとする。

提出先電子メールアドレス shinkog@town.moseushi.lg.jp

連絡先電話番号 0164-32-2411（内線129）

(3) 回答方法

随時質問者に電子メールで回答するとともに質問受付期限終了後、令和元年9月6日（金）までに妹背牛町ホームページにて回答内容を公表する。

10 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

(1) 5の参加資格条件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の注意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1.1 企画提案書の審査等に関する事項

(1) 審査方法及び優先交渉権者及び次順位候補者の選定

審査委員会において下記(2)の評価項目について別途評価基準を基に企画提案書等を内容審査し、各選定委員の評価点の合計を選定委員会の人数で除した点数で順位を付け、最も評価点の高い者を優先候補権者、次に評価点の高い者を次順位候補者として選定する。

また、委員の評価点が最も高い者が複数であるときは、選定委員会の審議により優先候補権者を選定する。

(2) 評価項目は以下のとおりとする。

評価項目	評価内容
○技能点	
①整備概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備箇所・整備方法 ・ 整備イメージ・全体のシステムイメージ（伝送路・UPS等含む） ・ 「仕様書 4 事業内容（1）全般」①～⑫との適合
②整備性能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証装置の性能 ・ アクセスポイント機器の性能 ・ 通信回線の種類及び通信速度 ・ 同時接続数 ・ 通信品質の確保対策（電波干渉対策等）
③利用環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者登録・認証接続・画面遷移 ・ 利用時間/回数制限・アクセス制限設定数 ・ 多言語対応・SNS認証・メール認証 ・ 災害発生時対応 ・ アクセスログ解析対応 ・ セキュリティ対策の方法
④保守・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保守運用体制・問い合わせ対応 ・ 障害時の対応と体制・技術員の配置
⑤その他の利用提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポータルサイトの整備など
⑥整備体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備体制及び整備スケジュール
⑦導入実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆無線LANの導入実績（公衆無線LAN環境整備支援事業によるもの及びその他の事業によるもの）
○価格点	
・ 整備経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書の整備経費の妥当性
・ 年間運用保守費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間運用保守費用の妥当性

(3) 審査結果の通知

審査結果（審査の詳細は除く）については、選考審査参加者に対して令和元年9月18日（水）までに郵送により通知する。

(4) 審査結果の公表

優先交渉権者を選定した時は令和元年9月18日（水）までに次の事項を公表する。

- ①優先候補権者及び評価点数
- ②優先候補権者の選定理由

1.2 企画提案書の取り扱い

(1) 企画提案書等の作成・提出等の一切の経費は、提出者の負担とする。

また、提出書類は返却しない。

(2) 企画提案書等に関する提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。

(3) 提出された企画提案書は、本プロポーザルの実施のために使用し、また複製等を行うことができるものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。

1.3 契約条件等

(1) 本町は、優先交渉権者を選定された者と契約内容等について協議を行い、妹背牛町財務規則（平成27年妹背牛町規則第13号）に基づき、契約を締結するものとする。

(2) 契約保証金については免除とする。

(3) 企画提案書等に記載された項目は、契約時に仕様書に反映するものとする。ただし、本事業の目的達成のため、必要な範囲内において、本町と優先交渉権者との協議により、契約締結段階において項目の追加、変更、削除を行えるものとする。したがって、優先交渉権者の決定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

(4) 優先交渉権者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次順位候補者を繰り上げて優先交渉権者として決定し、改めて協議するものとする。

(5) 支払いについては、事業終了後に当町が実施する検査終了後に行う。

1.4 本事業に係るスケジュール

内容	日程
公告	令和元年8月26日（月）
参加表明書の提出期限	令和元年8月26日（月）～9月4日（水）
質問書受付期間期限	令和元年8月26日（月）～9月4日（水）
質問書回答内容公表	令和元年9月6日（金）
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出依頼	令和元年9月6日（金）

企画提案書の提出期限	令和元年 9 月 1 2 日（木）
企画提案書審査結果の通知	令和元年 9 月 1 8 日（水）（予定）
契約締結	令和元年 9 月 1 8 日（水）以降（予定）

15 その他

- (1) 提案者は、本町が提供した資料で得られた情報について、当該事業の目的のみに使用することとし、第三者に開示、提供してはならない。
- (2) 提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格または無効となる場合がある。
 - ① 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
 - ② 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
 - ③ 見積書等の記名及び押印を欠く場合
 - ④ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - ⑤ 本実施要領等に違反すると認められる場合
- (3) 参加表明後及び企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (4) 本提案に係る経費等は、提案者が負担するものとする。
- (5) 提案者は、見積書、企画提案書等の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (6) 本事業の契約締結前に、緊急等やむを得ない理由等により業務を実施することができない場合には、プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。
なお、その場合、プロポーザルに要した経費を本町に請求することはできない。

16 本件に関する事務局および照会先

- (1) 事務局：妹背牛町役場企画振興課企画振興グループ
- (2) 住 所：〒079-0592 北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛 5200 番地
- (3) 電 話：0 1 6 4－3 2－2 4 1 1
- (4) F A X：0 1 6 4－3 2－2 2 9 0
- (5) E-Mail：shinkog@town.moseushi.lg.jp